

# 社協だより 社会福祉協議会評議員会 53年度事業計画

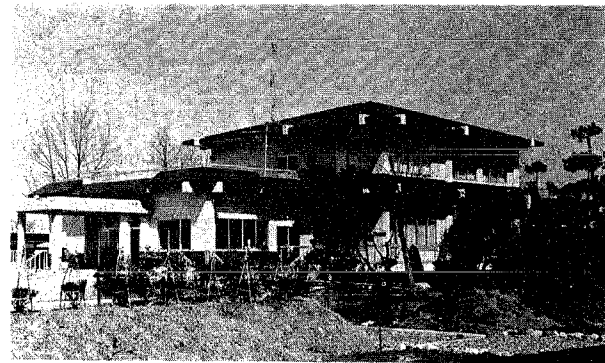
並びに心身障害者世帯を訪問し、日常の世話や健康保持につとめるため、奉仕員三名による派遣事業並びに布団乾燥事業の管理事業を行う。

(2)心配ごと相談事業  
毎週火曜日に心配ごと相談所を開設し、主として低所得者階層並びに老人等のあらゆる心配ごと相談に応じ、その解決指導にあたる。

(3)世帯更生貸付金貸付事業  
低所得者並びに身体障害者母子世帯等の自立更生をはかるため、民生委員の協力を得て世帯更生資金貸付事業を行う。

(4)小口貸付金貸付事業  
生活のつなぎ資金として小口貸付を行ない、低所得階層の援助につとめる。

(5)老人福祉センター事業の受託事業  
老人に対し各種の相談に応じ、機能回復訓練など健康の増進につとめると共に、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する受託事業を行う。



なお、生活相談並びに健康相談所を開設する。

(6)施設入所(院)者の援護  
長期施設入所(院)者を巡回訪問し、見舞金を贈り激励する。

(7)在宅福祉援護  
低所得世帯、ねたきり老人、重度心身障害者、交通遺児等に見舞金を贈る。

(8)児童福祉事業  
(イ)幼稚園、保育園に対し慰問品を贈る。  
(ロ)希望地域に児童用遊具設置費を助成する。  
(ハ)青少年健全育成団体等に助成する。

小須戸町社会福祉協議会は小須戸町老人福祉センター条例第12条の規定により、小須戸町から老人福祉センター事業の運営管理を受託し、主として健康老人に対する福祉対策の強化を推進するものとして関係諸機関の協力を得ながら次の事業を行う。

**事業実施計画**

(1)開館日時  
老人福祉センター開館日時は、小須戸町老人福祉センター条例に定める日時とする。ただし、必要により町と協議の上、日時を変更することがある。

(2)各種相談事業

(イ)生活相談  
常時老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ適当な援助指導を行う。

(ロ)健康相談  
毎月第3日曜日に老人の疾病の予防、治療に関する相談に応ずるため、健康相談所を開設する。

(3)生業及び就労の指導  
常時老人の生業及び就労の指導を行う。

(4)機能回復訓練の実施  
常時機能回復訓練施設を利用して老人の後退機能の回復訓練につとめる。

(5)教養講座等の実施  
関係機関団体の協力を得て老人の教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与する受託事業を行う。

(6)細部事項  
事業実施の細部については小須戸町と協議の上別に定める。

(9)環境美化の推進  
地域環境の美化をはかるため、公衆衛生協会等と協力して、河川、道路側溝等の清掃活動を行い、地域住民の福祉向上につとめる。

(10)調査活動  
社協本来のあるべき役割を探究するため、各種研究調査活動を行い、地域住民の福祉向上につとめる。

(イ)民生委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、精神障害者家族会、遺族会、母子会等の福祉団体との連携いと助成

(ロ)各種団体の連携いと助成

(ハ)民生委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会、精神障害者家族会、遺族会、母子会等の福祉団体との連携いと助成

体との連携を密にし、その活動の高率を高めるため、必要によりその事業費の一部助成を行う。

(ロ)県社会福祉大会等に参加して、社会福祉事業の向上につとめる。

(イ)民生委員、心配ごと相談員、家庭奉仕員等に対して研修の機会を与える。

(ロ)共同募金会に協力する。

(ハ)啓もう活動  
町広報紙等を利用して、社協活動の啓もうをはかり、住民の理解と協力を得るようにつとめる。

エリション等のための事業を行ない、又はそのための必要な便宜を総合的に供与する。

(6)老人クラブに対する援助等  
老人クラブの運営について援助を行うとともに、老人に対する調査研究、広報等の事業を行う。

(7)マイクロボスの運行  
送迎用バスを運行して、福祉利用者への便宜を供与する(配車計画については別に定める)

(8)浴室の利用  
毎日入浴の準備を行い、利用者へ便宜供与する。

(9)庭園の環境整備  
関係機関団体等の協力を得て、庭園の環境整備を行う。

(10)老人以外の者の取扱  
必要により老人以外の者に対しても施設の便宜供与を行う。

## 昭和53年度老人福祉センター事業計画

# なと議決

小須戸町社会福祉協議会は三月二十三日老人福祉センターで評議員会を開き、昭和五十三年度一般会計予算など十三議案が審議されました。議決された主な案件は次のとおりです。

一、社会福祉法人小須戸町社会福祉協議会の受託事業について  
受託事業のうち老人生活がい対策事業については本年度からは老人クラブの自主的運営と育成をはかるため契約を解除しました。

二、理事の補充選任について  
欠員となりました理事に次の二名の方が選任されました  
高山三治(公衆衛生協会会長) 広川末蔵(民生委員)

三、社協職員の変更  
福祉活動専門員の打会清三郎氏が三月三十一日付退職されましたので後任に海津仁太郎氏が就任されました。  
家庭奉仕員の異動  
南波ヨミさんが三月三十一日付退職されその後任に片岡孝子さんが採用されました。

基本計画  
経済の低成長時代に突入り福祉の見直し論など、社会福祉をとりまく地域社会が大きく変化した、社会福祉のあり方が大きな変革を迎えられようとしているとき、小須戸町社会福祉協議会は社協本来の役割を探究し、住民の生活福祉の増進と、明るい社会づくりのため住民総参加を基礎とし、関係機関団体の指導協力を得ながら、公私一体の社会福祉活動を進めるものとす

重点事業  
(1)在宅福祉対策の促進  
在宅福祉対策推進の中核となる民生委員活動等の協力を得て、ねたきり老人、独居老人、重度心身障害者などの家庭奉仕事業及び心配ごと相談世帯更正の自立など、在宅福祉の向上促進。

(2)健康老人に対する福祉施策の強化  
老人福祉センターの事業受託に伴い、主として健康老人に対する福祉施策の強化推進

(3)環境美化の推進  
河川、道路側溝の清掃、地域緑化運動など環境美化の推進

植木・盆栽まつり  
5月5日～7日  
今年も恒例により、5月5日から7日まで「植木盆栽まつり」が大川前四丁目の児童遊園地で開かれます。  
各家庭でも、花と緑の庭づくりのためにご利用ください。



川の用水路をいかに  
枝、野菜くず、ビニールなど不法に投棄されています。  
信濃川は、みなさんの生活用水や農業用水となる大切な川です。ゴミの不法投棄は絶対にやめましょう。  
また、市街地や集落を流れている用排水路に空き容器やゴミが放棄され、用排水路を汚したり樋管などの排水を悪くする原因となっています。  
ゴミは必ずゴミ収集に出すようにしましょう。

水田転作実施計画  
米の需給を均衡させつつ、農産物の総合的な向上を図るために、今年を初年度として実施される水田利用再編対策について、本町では目標四十九ヘクタールを各農家別に水田面積に対し六・九%の割合で配分し、各々の目標を示しましたが、五十三年度は小須戸過分を、それ以外の農家組合に配分し農家組合単位に調整の結果、次のような実施計画の面積がまとまり五〇ヘクタールとなりました。

農家組合名	実施計画面積(アール)
小須戸一	一五二六
横川二	一一〇
小向	四四七
水田	三四二
鎌倉	二四四
天ヶ沢	一七八
矢代田一	二〇五
二	一九七
三	三〇七
新保一	二六四
二	三三三
三	三五七
龍	三一九
玄	三一九

町に緑を  
家庭に花を  
春になると草木が芽吹きます。それらを見ると生命力の偉大さ、力強さを感じます。

また若葉、青葉の頃となる新鮮さを感じます。  
家庭や工場や公共空地に緑をふやし、花を愛し住みよい環境造りをしたいものです。  
今度町では都市計画法に基づく「緑のマスタープラン」を作成することになりました。これは緑を育成したり、保全するために計画をたてることです。でき次第広報に掲載いたします。